



2025 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・エル・イー
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 CEO 星 秀 雄
(コード番号：3686 東証スタンダード)
問 合 せ 先 C F O 福 岡 和 貴
(TEL. 03-3221-3990)

第三者割当による新株式並びに第 22 回及び第 23 回新株予約権（行使価額固定型）の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 13 日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株式（以下「本新株式」といいます。）並びに第 22 回及び第 23 回新株予約権（以下、それぞれを「第 22 回新株予約権」及び「第 23 回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本資金調達、下記「2. 募集の目的及び理由」並びに「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」において詳述しておりますとおり、AI を活用するビジネスモデルへの転換を図るべく、かかる転換に着手するための資金を調達することを目的として実施するものであります。

記

1. 募集の概要

＜本新株式＞

(1) 払 込 期 日	2025 年 6 月 30 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 740,740 株
(3) 発 行 価 額	1 株当たり 135 円
(4) 調 達 資 金 の 額	99,999,900 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、すべての本新株式を日本アジア投資株式会社（以下「日本アジア投資」といいます。）が業務執行組合員を務める投資事業有限責任組合 JAIC-Web3 ファンド（以下「JAIC-Web3 ファンド」といいます。）に割り当てます。
(6) そ の 他	1) 上記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力が発生することを条件とします。 2) 当社は JAIC-Web3 ファンドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株式に係る買取契約（以下「本新株式買取契約」といいます。）を締結する予定です。

＜本新株予約権＞

(1) 割 当 日	2025 年 6 月 30 日
(2) 発行新株予約権数	11,649 個

	第 22 回新株予約権 1,935 個 第 23 回新株予約権 9,714 個
(3) 発行価額	総額 302,328 円 (第 22 回新株予約権 1 個当たり 96 円、第 23 回新株予約権 1 個当たり 12 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,164,900 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 第 22 回新株予約権 193,500 株 第 23 回新株予約権 971,400 株
(5) 調達資金の額	182,289,828 円 (差引手取概算額) (注)
(6) 行使価額	第 22 回新株予約権 155 円 第 23 回新株予約権 175 円 本新株予約権については、いずれも行使価額の修正は行われません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 第 22 回新株予約権 JAIC-Web3 ファンド 1,935 個 第 23 回新株予約権 日本アジア投資 9,714 個
(8) 新株予約権の行使期	2025 年 7 月 1 日から 2027 年 1 月 31 日まで
(9) その他	1) 上記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とします。 2) 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約 (以下「本新株予約権買取契約」といい、本新株式買取契約及び本新株予約権買取契約とあわせて、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。) を締結する予定です。

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額 (18,000,000 円) を差し引いた金額です。行使価額が調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、IP (Intellectual Property) の新規開発から、ソーシャルキャラクター (※) 等の IP を活用したマーケティング・サービス、スマートフォンアプリ等の企画開発等、映像コンテンツの企画制作及びメディア展開プランの策定・実行までを総合的に手掛けるファスト・エンタテインメント事業を展開しております。

インターネット時代・ソーシャルメディア時代となった昨今の時代背景の中、「いつでも、どこでも、すぐに」楽しめる「手軽なエンタテインメント」への需要が高まる中、ファスト・フードやファスト・ファッションのように、スピード感をもって手軽で時節を反映したコンテンツを

提供できることを強みとしております。

現在、当社グループの属するエンタテインメント業界においては、モバイルデバイスや SNS、動画配信サービスの普及により、コンテンツの視聴スタイルが一層多様化・短時間化しており、ユーザーは「スキマ時間」や「推し活」の一環としてアニメーションや動画コンテンツを日常的に楽しむようになっていきます。とりわけ、推しのキャラクターや作品を中心に応援・共有する「推し活」は、視聴者の能動的な参加を促し、リアルイベントや物販、コラボレーション企画などを巻き込んだ消費行動へと拡大しています。こうした流れは、広告領域やセールスプロモーション施策においても新たな訴求力を生み出し、アニメーション及びキャラクターコンテンツへの需要は形を変えて新たな需要を生み出していると考えております。

このような事業環境の下、当社グループでは、IP を活用し、トレンド性や時事性を反映させた「ファスト・エンタテインメント」に強みを持ち、SNS で話題化しやすい短尺コンテンツやユニークな企画コンテンツを展開することで、ファンとの接点を多様化し、IP の価値最大化を図ってまいりました。

IP 価値最大化の具体例として、既存 IP を活用したプロモーション施策の営業活動に加え、外部 IP との連携による製作委員会の組成、新規 IP の開発等による収益源の多角化を推進し、IP のライフサイクルに即した事業構造を模索してきました。また、将来的な利益獲得を目指し、ゲーム制作事業や配信プラットフォーム事業など IP コンテンツ事業以外への投資を行い、多角化事業政策を行ってきました。

しかしながら、多角化したことにより、人件費などの初期コストが増加し、また資金面の問題から大きな費用をかけたプロモーションを行うことができず、立ち上がりに時間を要する事案が多く、即効性を欠く結果となりました。そして数年に渡りサポートを行う必要が発生しサポートコストも大きな負担となり、結果として利益率が低下し、直近 6 年連続で営業赤字の状態が続いております。さらに投資先企業が結果として、期待した成果を残すことができなかったことから、直近 6 年で 10 件、計 1,149 百万円に及ぶ減損損失及び関係会社株式評価損などの損失処理を行う必要が発生し、最終赤字の状態も続いております。依然として営業赤字の状態が続いております。

そのような中で、このような状況の対策として、グループ会社 13 社と大きく広がったビジネス領域の選択と集中を行い、『IP の保有×保有 IP の活用』を通じて、IP×テクノロジーという創業以来のコアビジネスに立ち戻り、事業構造の再構築及び、自社 IP 制作だけでなく制作受託などの安定的な売上・利益を計上するストック型ビジネスの構築が急務であると考えております。

既に選択と集中を始めており、IP コンテンツ事業に経営資源を集中し、その他の事業は売却もしくは閉鎖する方針です。例えば、デザイン会社である AMIDUS 株式会社の株式については MBO に応じる形で売却を実行いたしております。現在、グループ会社数社を売却へ向け交渉を進めております。また今期には、保有する上場会社株式を売却することなどを通じ、キャッシュ・フローの確保に努めておりますが、早期に営業赤字を是正し、キャッシュ・フローの黒字化を達成する必要があります。そうした中で、黒字化達成のために、新たな投資を行う必要がありますが、上場会社株式売却で得ましたキャッシュ全額は運転資金として使用する予定であり、現状投資に回す十分な余剰資金がございません。そこで、将来を見据えて今回、資金調達を行うものであります。調達資金は、永続的に安定的なキャッシュ・フローが得られるようなストックビジネスと将来の成長のためのフロービジネスにバランスよく使用していく方針です。特に将来の安定のために、現状、当社に存在しないストックビジネスの構築が必須であります。ストックビジネスとしましては、コンテンツ業界においてアニメ制作が高い需要に迫りつつおらず、制作が逼迫する中で、早期に新たなスタジオを立ち上げ、自社 IP の制作だけでなく他社からの制作受託などを行っていく予定です。実際に現状、当社は手書きだけでない制作手法を有しており、他社よりも安く早く制作を出来ることから、IP を保有する会社から数多くの制作に関する相談を受けておりますが、当社の制作キャパシティの問題から、受託をしておりません。この需要を取り込むべく、制作スタジオと言いましても、現状のスタジオを拡大するのではなく、現状よりさらに低コストで素早く作品制作が可能で、大量制作が可能な AI を駆使した、AI スタジオを新設いたします。また、同様にストック型ビジネスといたしまして、SaaS 型の月額課金制 AI システムの開発・提供を見据えております。現状、10 を超える政府系機関及び地方自治体のプロモーションを

行っておりますが、自由にカスタマイズできることで使用の幅が広がるとともに、提供コスト面でも安くなり、より多くの地方自治体による使用が見込まれます。また、取引先法人数は 200 を超えており、これら法人への普及及び新規獲得が見込まれます。

この前述にあります「AI」というのが、今回の資金調達キーワードであり、当社の将来を大きく変えるものであります。

当社は、IP×テクノロジーを駆使した映像コンテンツ制作をメイン領域とし、FLASH アニメや自社キャラクターを武器にコンテンツ業界の発展に貢献して参りました。昨今テクノロジーは大きく進化し、どの業界でも AI 時代が到来し、ゲームチェンジャーとなっております。コンテンツ業界におきましても、AI とどう向き合い取り組んでいくかは重要課題であります。コンテンツ業界の多くの会社が対応に苦慮し取り組めておりません。特に、手作業にこだわるアニメ制作業者は、なかなか AI を駆使したコンテンツ制作に踏み出せないでいます。

逆に IP×テクノロジーがメイン領域の当社にとりましては、この AI の登場は、大きなビジネスチャンスの到来と考えております。当社は、既に他社に先駆け、自社キャラクターを活用して、AI を駆使し、これまでにないコンテンツ制作に取り組み始めている中で、今、大きな資金を調達し、他社の追随を許さない AI を用いたコンテンツ制作体制を築き、いち早く作品を発表することで、当社は昨今の低迷から再成長へと移行できるものと確信しております。

この「AI」時代到来という大きなビジネスチャンスを活かすべく、今回の資金調達は、2027 年 3 月期の営業利益ベースで黒字化を達成すること及びその後の成長に必須のものであります。月 100 本のショートストーリーの制作受託により、営業利益ベースの黒字化の目処が立ちます。なお、各調達資金の使途の詳細は下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」をご確認ください。

(※) ソーシャル・キャラクター：当社が提唱する概念であり、主にブログや SNS 等のソーシャルメディアを含む、あらゆるメディアでのコミュニケーションを促進させるような特徴を持つキャラクターのことです。例えば、「世代を選ばない広い認知度」「共有したくなる高い好感度」「話題を限定しないキャラクター設定」「口コミ等により広がりやすい話題の提供」「ユーザーと双方向に会話する機能」等の特徴が挙げられます。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

本資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株式及び本新株予約権を割り当てることにより、本新株式については払込期日に、本新株予約権については割当予定先の行使によって、当社が資金調達を段階的に実現することを目的とするものです。本新株式及び本新株予約権の概要は以下のとおりです。

<本新株式>

当社は、JAIC-Web3 ファンドに対して、発行価額総額 99,999,900 円の本新株式を発行することを予定しており、本新株式の払込日時点で 99,999,900 円の資金調達及び資本拡充を実現することが出来ます。

<本新株予約権>

当社が割当予定先に対して行使期間を 19 ヶ月間とする本新株予約権を発行し、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の概要は以下のとおりです。

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 100 株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は 1,164,900 株です（株式分割等の一定の事由が生じた場合には調整されることがあります。）。割当予定先はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、本買取契約の規定により、一定の条件下において、当社の裁量により、当社が割当予定先に対して一定金額に相当する新株予約権の行使をコミットさせる行使コミットメント期間（行使期間の指定の詳細は、「<本資金調達方法のメリット>③」をご参照ください。）の指定を行うことが可能となります。なお、行使コミットメント期間の指定を取締役会で決議した場合には速やかに開示します。

本新株予約権の行使価額は固定であり、株価の上昇局面においてタイムリーに、効率的かつ有利な資本調達を実現するため、第 22 回新株予約権については 155 円、第 23 回新株予約権については 175 円を段階的に設定しております。なお、本新株予約権については、行使価額の修正は行われません。

様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、以下に記載した「＜本資金調達方法のメリット＞」、「＜本資金調達方法のデメリット＞」及び「＜他の資金調達方法との比較＞」を踏まえ、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

＜本資金調達方法のメリット＞

① 当初における一定の資金の調達

本新株式の発行により、発行時に一定の資金を調達することが可能となっております。

② 固定行使価額（ターゲット株価）による調達

本新株予約権の当初行使価額については、株価の上昇局面において効率的かつ、高い株価で資本調達を行うことで 1 株あたりの資本調達金額が増加するという意味合いにおいて当社にとって有利な資金調達を実現するため、予め将来の株価上昇を見込んで、第22回新株予約権については155円、第23回新株予約権については175円として、行使価額を段階的に設定しております。かかる段階的な行使価額の設定は、株価が上昇したタイミングで予め設定したターゲット株価で資金調達を達成し、調達した資金を用いて当社企業価値を向上させることにより、更なる株価上昇と次のターゲット株価における資金調達を目指す、というサイクルを企図しております。なお、行使価額については、当社の株価、事業、財政状態及び経営成績についての割当予定先であるJAIC-Web3ファンド及び日本アジア投資の見通しを示すものではありません。

③ 行使コミットメント

本買取契約において、割当予定先による本新株予約権の行使コミットメントが定められる予定です。詳細は以下のとおりです。

本新株予約権の行使期間中、当社は、本買取契約上の条件に従い、一回又は複数回の行使コミットメント期間（以下に定義します。）の適用を指定することができます。かかる指定が行われた場合、各行使コミットメント期間において、割当予定先は、行使コミットメント期間あたり、本新株予約権のそれぞれの回号について、少なくとも 10,000,000 円（以下「行使コミットメント金額」といいます。）又は、残存する本新株予約権の行使価額の総額が行使コミットメント金額を下回る場合にはその総額を提供するため、本新株予約権を行使しなければなりません。但し、行使コミットメント期間中に以下のいずれかの日が到来した場合には、当該行使コミットメント期間は直ちに終了し、割当予定先は当該行使コミットメント期間に本新株予約権を行使する義務を負わないものとします。

(i) 本新株予約権の行使期間の末日

(ii) 対応する本新株予約権の発行要項第 14 項記載の取得事由に定める取得日

(iii) 本買取契約に基づく取得請求権による取得を割当予定先が請求した日、又は

(iv) 本買取契約に基づく解約通知を割当予定先が発送した日

「行使コミットメント期間」とは、当社が行使コミットメント期間の適用を指定した日の翌適格取引日から起算して 20 適格取引日の期間をいいます。但し、該当する行使コミットメント金額が当該期間中に提供された場合（又は残存する本新株予約権の全てが行使された場合）、その時点で当該行使コミットメント期間は終了します。

④ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付される予定であり、原則として当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑤ 資金調達のスタンバイ（時間軸調整効果）

株式及び新株予約権の発行手続きには、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価が目標価格に達してから準備を開始しても、発行まで数週間を要し、かつその期間中の株価変動等により、当該目標株価における機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、当該ターゲット株価における資金調達をスタンバイさせることができます。

<本資金調達方法のデメリット>

- ① 株価下落・低迷時に行使が進まない可能性又は最終的な資金調達額が減少する可能性
本新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資金調達が達成されます。本新株予約権の行使価額は、当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、当社株価がこれらの行使価額を下回って推移した場合は権利行使がされず、資金調達ができない可能性があります。
- ② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。
- ③ 買取請求
本買取契約には、割当予定先は、一定の条件を満たした場合、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。一定の条件とは、以下の事由のいずれかが存在する場合をいいます。
 - (i) いずれかの取引日において、当該取引日（同日を含みます。）を末日とする5連続取引日間の取引所における本株式の普通取引の各取引日の出来高加重平均価格の平均値（但し、当該5連続取引日中に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合により株式数が調整される場合には、当該株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）が、2025年6月12日の取引所における本株式の普通取引の終値の70%（105円）（但し、本新株予約権の発行要項第11項により行使価額が調整される場合は、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）を下回った場合、
 - (ii) いずれかの取引日において、当該取引日に先立つ5連続取引日間の本株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買代金が、2025年6月12日（なお、同日を含みます。）に先立つ5連続取引日間の本株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買代金の50%（12,518,370円）を下回った場合、又は
 - (iii) 取引所における本株式の取引が5連続取引日以上期間にわたって停止された場合。

割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

<他の資金調達方法との比較>

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

- ① 公募増資
株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。
- ② 株主割当増資
株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

③ MSCB

転換請求毎に株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び転換条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が大きく変動し、かつ下限転換価額も発行時の株価対比で極めて低い位置に設定される傾向が高いことから転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が大きく増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、MSCBの発行による資金調達、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

④ MSワラント

行使請求毎に株価に連動して行使価額が修正される新株予約権（いわゆるMSワラント）は、潜在株式数は予め固定されているものの、行使価額の下方修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があり、また現状対比低い株価で新株式が発行されることにより、当社の株価に悪影響を与える恐れがあります。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受候補先とも議論を行い、検討対象ともなりましたが、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしましたので、実際の資金調達手段としては選択しておりません。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、その設計として、上記②の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であり、また、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさず、実施することができません。

⑥ 社債又は借入による資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であるものの、金融機関による社債又は借入による資金調達では、一時的に資金を調達できる反面、調達金額が全額負債として計上されるため、現状の当社の財務状況を鑑みるに、利払い負担や返済負担が相応に発生することで、キャッシュ・フローに小さくないインパクトが生じ得ます。また、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途においては、当社の長期的な成長を図ることを前提とした資本性調達が適していることを考慮し、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	300,289,728 円
発行諸費用の概算額	18,000,000 円
差引手取概算額	282,289,728 円

（注）1. 払込金額の総額は、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額（100,302,228 円）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（199,987,500 円）を合算した金額です。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、本新株予約権に係る評価費用、変更登記費用並びにその他の手数料）の合計であり

ます。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 282 百万円については、下記表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 新規コンテンツ制作・営業費用	182	2025 年 7 月～2027 年 3 月
② 新規 IP 取得費用	100	2025 年 7 月～2027 年 3 月
合計	282	—

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する計画です。

2. 本新株予約権の行使の有無は割当予定先の判断に依存するため、本新株予約権の行使期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には、不足分は自己資金の充当、借入、施策内容の変更・縮小等の方法により対応する予定です。

上記表中の各資金使途は、以下のとおりです。AI をテーマにフロービジネスだけでなく、ストックビジネスへの移行に向けた投資を予定しております。

① 新規コンテンツ制作・営業費用

1. AI スタジオ設立・運営

昨今、アニメ制作ニーズは非常に高いものの、どうしても手作業では時間を要しておりますが、当社は、他社に先駆けAI スタジオを設立し、コンテンツの量産体制を築きます。特にニーズの高いアニメコンテンツ制作を請け負うことで、安定的な売上・利益の獲得を目指します。

また、上記のストック的な要素だけでなく、取得した IP と AI 技術を活用したコンテンツ制作を行うことで、迅速に安定的なコンテンツ配信を実現いたします。

AI スタジオ設立に際し、必要な人材の確保、PC等の設備費及び運営費に今回の調達資金を充てることを企図しております。具体的には、制作チームとして監督を含む 6 人体制を 2 チーム、営業陣容 4 名体制の合計 16 名体制を計画しており、今回の調達資金のうち 140 百万円を充てる予定です。しかし、新株予約権行使の状況により、制作チーム数が、2 チームより減ることもあります。

なお、本件につきましては、現在、事業戦略・事業構想の具体化を行っており、当社取締役会で事業開始を決議次第、詳細につきましては、速やかに開示を実施予定です。

2. AI キャラクター制作

ニーズが多様化する中で、AI キャラクターを多数制作し、多様なニーズに応える自社 IP として、行政や企業とタイアップしていきます。将来的には、AI キャラクター事務所設立も視野に入れております。

単に AI キャラクターをデザインするのではなく、AI キャラクターが話したり、動いたりできるよう命を吹き込んでいきます。この命の吹き込まれた AI キャラクター 100 体制作を目標とし、今回の調達資金を充てることを企図しております。具体的には、AI キャラクター 1 体あたり 3 百万円で、100 体の制作を目標としており、今回の調達資金のうち 42 百万円を AI キャラクター制作費の一部に充てる予定です。このように自社で AI キャラクターをストックとして保有しておくことで、多様なニーズに即座に対応できる体制を構築します。AI は日々進化しており、

AI キャラクター制作費は変動することも考えられ、実際に制作する AI キャラクター数は上下することもあります。また、新株予約権行使の状況により、制作できる AI キャラクター数が、目標より減ることもあります。

② 新規 IP 取得費

当社は、日本のアニメは世界に誇れる文化であり、大きな成長の可能性を秘めた産業と考えております。例えば、大手配信サービス会社で、日本のアニメのリメイク版が配信され、グローバル視聴で1位となるなど、日本のアニメ需要は非常に大きいと考えております。当社では、アニメのリメイク版やスピンオフの制作及び配信権を取得し、AI を駆使しコンテンツ制作を行い、迅速に広く世界に配信していきます。そして、日本のアニメは今後より世界を席巻していくと考えられます。当社の強みである IP の育成・保有・活用をベースとして、『IP の保有×保有 IP の活用』が当社グループの収益の主軸である中で、IP は囲い込みとして先んじて確保していくことに意味があると考えられることから、将来の収益獲得の源泉となるストック資産の増加を通じて、IP 取得による保有 IP の増加は当社グループの収益の改善に大きく貢献するものと考えられております。

2027 年 3 月期の黒字化、そしてその後の利益伸長のために、魅力ある IP の取得は必須であり、今回の調達資金を IP 取得費に当てることを企図しております。具体的には、実績としまして、有名作品の IP 取得費は 1.2 百万円から 10 百万円程度であり、30 作品の IP 取得を目指し、平均して 1 作品の IP あたり 6.7 百万円、総額として 200 百万円を想定しています。今回の調達資金のうち 100 百万円を IP 取得費の一部に充てることを企図しております。IP 取得費は上記の通り、作品により 1 作品の IP あたり取得費が大きく変動することから、15 作品の IP 取得を目標としているものの、IP 取得数は、上下することがあります。その場合においても、その IP ごとに適切と考えられる価格での取得を行い、全体として、最大限の投資対効果を得られるようにしていきます。また、新株予約権行使の状況により、取得する IP 数が 15 より減ることもあります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当し、事業の拡大を目指してまいります。

その結果、当社の成長戦略の実現や、財務内容が改善することによる企業価値及び当社の中長期的な株主価値の向上、並びに既存株主の皆様の利益拡大が図られるものと考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の払込金額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日（以下「発行決議日」といいます。）の直前取引日（2025 年 6 月 12 日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額である 135 円としました。これは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断し、その金額を基準として割当予定先との交渉により決定したものです。

なお、当該払込金額 135 円につきましては、発行決議日の直前取引日（2025 年 6 月 12 日）までの直近 1 ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値 143 円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対し 5.59%のディスカウント（小数点以下第 3 位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率又はディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直近 3 ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値 128 円に対し 5.47%のプレミアム、同直近 6 ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値 130 円に対し 3.85%のプレミアムとなります。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であり、本新株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株式の払込金額の決定方法は、当社の普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであるため、当該決定方法により決定された本新株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当しないものとする取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結予定の買取契約書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：山本顕三、住所：東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等並びに割当予定先の株式処分コストを考慮した一定の前提（取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないこと、割当予定先による権利行使及び株式売却が当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内で実行されることを含みます。）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第 22 回新株予約権の 1 個の発行価額を 96 円、第 23 回新株予約権の 1 個の発行価額を 12 円と、当該評価額と同額に決定しました。当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額で決定されているため、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額の決定にあたっては、本新株予約権の行使価額は本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2025 年 6 月 12 日）の当社普通株式の東京証券取引所終値150円にそれぞれ3.33%及び16.67%のプレミアムを付した金額の155円及び175円であること、かかる段階的な行使価額の設定により株価が上昇したタイミングで予め設定したターゲット株価で資金調達を達成し、調達した資金を用いて当社企業価値を向上させることにより、更なる株価上昇と次のターゲット株価における資金調達を目指し得ること、希薄化を最小限に抑えながら必要資金を確保することができること、同時期に当社において検討をしていた他の複数のファイナンスと条件を比較し、最も当社の企業価値や株式価値を損ねないものであることから、本新株予約権の行使価額は、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会より、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないという取締役の判断は適法である旨の意見がなされています。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当における本新株式の数 740,740 株に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（1,164,900 株）を合算した総株式数は 1,905,640 株（議決権数 19,056 個）であり、2025 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 42,514,200 株（議決権総数 425,100 個）を分母とする希薄化率は 4.48%（議決権ベースでの希薄化率は 4.48%）に相当します。

しかしながら、本第三者割当により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本第三者割当はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響は、かかる目的達成のうえで合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

① 投資事業有限責任組合 JAIC-Web3 ファンド

①	名 称	投資事業有限責任組合 JAIC-Web3 ファンド
②	所 在 地	東京都千代田区九段北三丁目 2 番 4 号
③	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
④	組 成 目 的	Web3（NFT 等）に関連する企業に投資を行い、株式売却によるキャピタルゲインを得る目的
⑤	組 成 日	2025 年 2 月 26 日
⑥	出 資 の 総 額	400 百万円
⑦	出資者・出資比率・ 出 資 者 の 概 要	日本アジア投資株式会社 22.5% ダイナミックソリューショングループ株式会社 75.0% ※出資比率 10%以上の出資者のみを記載しております。
⑧	名 称	日本アジア投資株式会社
	所 在 地	東京都千代田区九段北三丁目 2 番 4 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 CEO 兼 CIO 丸 山 俊
	事 業 内 容	投資開発事業 投資運用事業 ファンド・プラットフォーム事業

	資 本 金	100 百万円 (2025 年 3 月 31 日現在)
⑨ 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません

- (注) 1. 別段の場合を除き、2025 年 6 月 13 日現在のものです。
2. 当社は、JAIC-Web3 ファンドについて、反社会的勢力であるか否か、並びに JAIC-Web3 ファンドが反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社トクチョー（代表者：荒川一枝、所在地：東京都中央区日本橋大伝馬町 11 番 8 号）に調査を依頼し、2025 年 6 月 2 日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、JAIC-Web3 ファンドが反社会的勢力である、又は JAIC-Web3 ファンドが反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。また、JAIC-Web3 ファンドの業務執行組合員である日本アジア投資は東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、日本アジア投資が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2024 年 12 月 18 日）において「当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、断固とした姿勢で臨みます。」旨記載しております。さらに当社は、日本アジア投資の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が反社会的勢力には該当せず、また、反社会的勢力とは何らの関係も有しないものと判断しております。以上により、当社は、JAIC-Web3 ファンド並びに日本アジア投資及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。なお、JAIC-Web3 ファンドの無限責任組合員である日本アジア投資は、JAIC-Web3 ファンドが保有する組合財産の運用、管理及び処分、投資証券等に関する議決権その他組合財産に係る権利の行使に係る権限を実質的に有しています。

② 日本アジア投資株式会社

① 名 称	日本アジア投資株式会社
② 所 在 地	東京都千代田区九段北三丁目 2 番 4 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 CEO 兼 CIO 丸山 俊
④ 事 業 内 容	投資開発事業 投資運用事業 ファンド・プラットフォーム事業
⑤ 資 本 金	100 百万円 (2025 年 3 月 31 日現在)
⑥ 設 立 年 月 日	1981 年 7 月 10 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	22,284,392 株 (2025 年 3 月 31 日現在)
⑧ 決 算 期	3 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	36 名 (2025 年 3 月 31 日現在、連結ベース)
⑩ 主 要 取 引 先	株式会社モーベルファーム
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱 UFJ 銀行
⑫ 大株主及び持株比率	ガバナンス・パートナーズ ASIA 投資事業有限責任組合： 19.81% FIRST EASTERN HOLDINGS LIMITED：8.87%

	投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファン ド：7.78% 投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファン ドNK：6.19% 松井証券株式会社：2.91% Boom Securities（H.K.）Limited－Clients’ Account：2.51% ガバナンス・パートナーズ投資事業有限責任組合：2.43% 田島 哲康：2.27% 楽天証券株式会社：2.18% 株式会社SBI 証券：1.63% 注：持株比率は、自己株式（78,009 株）を控除して算出し、小 数点第 3 位以下を四捨五入しています。		
⑬ 当事会社間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	日本アジア投資株式会社が業務執行組 合員である投資事業有限責任組合 JAIC ス ペシャルティファンドと当社の中で、当 社保有の上場有価証券 1 銘柄の株式譲渡 契約を 2025 年 6 月 6 日付で締結しており ます。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
連 結 純 資 産	9,101 百万円	6,132 百万円	7,158 百万円
連 結 総 資 産	18,775 百万円	16,796 百万円	15,419 百万円
1 株 当 た り 連 結 純 資 産 （ 円 ）	428.22	312.71	307.00
連 結 営 業 収 益	3,872 百万円	2,444 百万円	3,092 百万円
連 結 営 業 利 益 （ 営 業 損 失 ）	11 百万円	△1,150 百万円	105 百万円
連 結 経 常 利 益 （ 経 常 損 失 ）	△126 百万円	△1,302 百万円	141 百万円
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 （ 当 期 純 損 失 ）	△295 百万円	△1,700 百万円	400 百万円
1 株 当 た り 連 結 当 期 純 利 益 （ 当 期 純 損 失 ）（ 円 ）	△16.69	△96.03	18.94
1 株 当 た り 配 当 金 （ 円 ） （ う ち 1 株 当 た り 中 間 配 当 額 ）	— （－）	— （－）	— （－）

（注）1．別段の場合を除き、2025年6月13日現在のものです。

2. 割当予定先は東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、割当予定先が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2024年12月18日）において「当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、断固とした姿勢で臨みます。」旨記載しております。さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が反社会的勢力には該当せず、また、反社会的勢力とは何らの関係も有しないものと判断しております。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 （2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、2025年4月より証券会社及び投資ファンドを候補とし、複数検討してまいりました。そのような状況の中、AI コンテンツを新規に作成し、特に日本の文化であるアニメーションをグローバルに展開していく当社戦略の中で、当社の今後の事業展開を鑑み、複数候補の中から2025年5月頭に、海外及び国内に様々なパイプを保有し、日本の文化を海外に広めていくという同様の考えを有する日本アジア投資を資本パートナーと選定することで、AI アニメーションの制作及びグローバル展開を加速できると考えており、同社との間で協議を重ねた結果、同社が業務執行組合員を務めるファンドである JAIC-Web3 ファンドを割当予定先として選定し具体的な資金調達提案を受けるに至りました。また、日本アジア投資株式会社と資本業務提携について協議をしております。その中で、アニメコンテンツに関するファンド組成も視野に入れ、協議を進めております。当該ファンドにおいては、日本アジア投資株式会社を業執行組合員とし、ファンドを通じて IP の取得やコンテンツ制作を行っていく予定であり、当社は、ファンドの投資対象となる IP の選定や、コンテンツ制作又はコンテンツ制作委託先の選定の役割を担う想定であります。提携・ファンド組成、いずれにつきましても可能な限り速やかに、2025年6月～7月にかけて公表ができますように検討・協議を進めております。本第三者割当のスキームについて、割当予定先の属性を含め当社内にて協議・検討しましたが、本第三者割当のスキームでは、証券の払込時点において一括して必要資金の調達が可能であること、及び割当予定先は当社の事業戦略を理解し、当社にとっての将来の成長を加速するための資本パートナーとして適格であることを重視して、今般の資金調達の割当予定先として適当であると判断しました。

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本第三者割当により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、割当予定先は、本株式に係る払込期日から6ヶ月間は継続して当該株式を保有することを日本アジア投資の代表取締役と口頭で約束しておりますが、それ以外に継続保有及び預託に関する取り決めはありません。もっとも、割当予定先の保有方針は純投資であるものの、AI を駆使し今までにない新たなコンテンツを作成し、そして日本のアニメーションをグローバルに展開していくという考えは共通しており、すぐに売却する意向はないと口頭での確認をいただいております、中長期で保有していただける可能性もあるものと考えております。また、割当予定先が適宜市場売却等の方法により売却する際には、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除するよう努めることを前提に適宜売却する方針であると日本アジア投資の代表取締役と口頭で確認しております。

当社は、JAIC-Web3 ファンドから、JAIC-Web3 ファンドが払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① 投資事業有限責任組合 JAIC-Web3 ファンド

当社は、JAIC-Web3 ファンドの資産残高を銀行口座の預金通帳（2025 年 5 月 27 日時点）により確認し、JAIC-Web3 ファンドに割り当てられる本新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使に係る払込みに必要な現金及び預金を保有していることを確認しております。

② 日本アジア投資株式会社

当社は、日本アジア投資の資産残高を銀行口座の預金通帳（2025 年 5 月 2 日時点）により確認し、日本アジア投資に割り当てられる本新株予約権の発行及び行使に係る払込みに必要な現金及び預金を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

(6) ロックアップについて

該当事項はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025 年 3 月 31 日）	
朝日放送グループホールディングス株式会社	49.74%
椎木 隆太	16.09%
株式会社 SBI 証券	2.10%
Hasbro, Inc	1.69%
楽天証券株式会社	1.12%
JP モルガン証券株式会社	0.84%
野村証券株式会社	0.78%
J. P. MORGAN SECURITIES PLC（常任代理人 JP モルガン証券株式会社）	0.39%
小野 亮	0.38%
廣中 龍蔵	0.37%

- (注) 1. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を切り捨てて表示しております。
2. 本新株式及び本新株予約権に関する割当予定先の保有方針は純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりませんため、割当後の状況は記載しておりません。
3. 椎木隆太氏の持株数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社 LYS が保有する株式数 1,423,400 株(3.35%)を含めた実質持株数を記載しております。

8. 今後の見通し

当社は本第三者割当が当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点における本第三者割当が当社の 2026 年 3 月期の業績に与える影響につきましては軽微であります。今後開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結) (単位:千円。特記しているものを除きます。)

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高	2,020,801	1,705,511	1,978,904
営業損失(△)	△344,623	△658,517	△489,248
経常損失(△)	△336,880	△659,977	△394,463
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△582,318	△562,129	△728,502
1株当たり当期純損失(△)(円)	△13.71	△13.22	△17.14
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり純資産額(円)	62.63	65.79	42.51

(注) 2025年3月期の数値について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2025年5月31日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	42,514,200株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	71,400株	0.16%

(注) 潜在株式はすべてストック・オプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始 値	313円	245円	176円
高 値	458円	371円	189円
安 値	225円	171円	85円
終 値	246円	176円	127円

(注) 各株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであり、それ以前については東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

② 最近6ヶ月間の状況

	2025年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	125円	133円	128円	128円	117円	146円
高 値	169円	146円	140円	132円	149円	154円
安 値	118円	127円	126円	90円	113円	144円
終 値	137円	127円	127円	116円	146円	150円

(注) 2025年6月の株価については、2025年6月12日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025 年 6 月 12 日
始 値	150 円
高 値	152 円
安 値	149 円
終 値	150 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

以上

(別紙)

別紙 1
本新株式の発行要項

株式会社ディー・エル・イー
新株式発行要項

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 740,740 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 1 株につき 135 円 |
| (3) 払込金額の総額 | 99,999,900 円 |
| (4) 増加する資本金の額 | 49,999,950 円 (1 株につき 67.5 円) |
| (5) 増加する資本準備金の額 | 49,999,950 円 (1 株につき 67.5 円) |
| (6) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による |
| (7) 申込期日 | 2025 年 6 月 30 日 |
| (8) 払込期日 | 2025 年 6 月 30 日 |
| (9) 割当予定先及び割当予定株式数 | 投資事業有限責任組合 JAIC-Web3 ファンド：普通株式 740,740 株 |
| (10) 本条に定める合意の効力は、本株式についての金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を停止条件として、その効力を生じる。 | |

以上

株式会社ディー・エル・イー第 22 回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ディー・エル・イー第 22 回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2025 年 6 月 30 日

3. 割当日

2025 年 6 月 30 日

4. 払込期日

2025 年 6 月 30 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を投資事業有限責任組合 JAIC-Web3 ファンドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 193,500 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,935 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 96 円とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、155 円とする。但し、行使価額は第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**新株発行等による行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & \text{既発行株} & & \text{新発行・処分} & & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{式数} & + & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & & & & \hline \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの時価}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & & & \end{array}$$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有す

る当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) ① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当（但し、会社法第 454 条第 5 項に基づく中間配当を行った場合は、当該中間配当に係る配当の額は、当該中間配当に係る事業年度末日を基準日とする配当の金額に加算して本号①を適用する。）を実施する場合には、次に定める算式（以下「**配当による行使価額調整式**」といい、新株発行等による行使価額調整式とあわせて「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{ 株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

- ② 「1 株当たりの配当」とは、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式 1 株当たりの剰余金の配当（会社法第 455 条第 2 項及び第 456 条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1 株当たりの配当の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ③ 配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日から 5 取引日（「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。）目以降これを適用する（但し、会社法第 454 条第 5 項に基づく中間配当を行う場合を除く。）。
- (4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (6) 上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする

るとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年7月1日から2027年1月31日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日時に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

三菱 UFJ 銀行 麹町中央支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

株式会社ディー・エル・イー第 23 回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ディー・エル・イー第 23 回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2025 年 6 月 30 日

3. 割当日

2025 年 6 月 30 日

4. 払込期日

2025 年 6 月 30 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を日本アジア投資株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 971,400 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

9,714 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 12 円とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、175 円とする。但し、行使価額は第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**新株発行等による行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & \text{既発行株} & & \text{新発行・処分} & \times & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{式数} & + & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの時価}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & & & \end{array}$$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) ① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当（但し、会社法第 454 条第 5 項に基づく中間配当を行った場合は、当該中間配当に係る配当の額は、当該中間配当に係る事業年度末日を基準日とする配当の金額に加算して本号①を適用する。）を実施する場合には、次に定める算式（以下「**配当による行使価額調整式**」といい、新株発行等による行使価額調整式とあわせて「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{c} \text{調整後行使価} \\ \text{額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前行使価額} \end{array} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

② 「1株当たりの配当」とは、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式 1 株当たりの剰余金の配当（会社法第 455 条第 2 項及び第 456 条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1 株当たりの配当の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

- ③ 配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日から 5 取引日（「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。）目以降これを適用する（但し、会社法第 454 条第 5 項に基づく中間配当を行う場合を除く。）。

(4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。

- (6) 上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、

本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年7月1日から2027年1月31日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日時に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

三菱 UFJ 銀行 麹町中央支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 以上